

## 山形県商工振興協同組合通常総会・セミナーを開催!

12月7日(木)山形市「ホテルメトロポリタン山形」において、山形県商工振興協同組合(山本惣一理事長:組合員数595名)の平成29年度通常総会が開催されました。

来賓として、山本益己商工中金山形支店長が出席、議事では、平成28年度事業報告・収支決算の承認、平成29年度事業計画(案)・収支予算(案)の決定、賦課金徴収方法の決定及び借入金残高・保証金額の最高限度決定について審議され、全議案とも原案通り可決決定されました。

引き続き、株式会社エイチ・エーエル大塚昌子氏を招聘し「求人募集改善セミナー」が開催され、スルーされない求人のポイントやハローワーク以外のメディアの活用等について説明がありました。

### 経営の効率化のためにご加入を!

本組合は、商工中金の利用斡旋、ETCカードの共同精算、業務災害補償制度等の中央会共済制度やカーリースの斡旋事業等を通して、組合員企業の経営安定の一助となるよう活動しておりますので是非ご活用下さい。

【お問合せ先・お申込先】

〒990-8580

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階

山形県中小企業団体中央会内

**山形県商工振興協同組合**

TEL.023-647-0360 FAX.023-647-0362



通常総会



経営基盤強化セミナー

## 組合運営

# Q & A

### 質問内容

# Q

### 辞任した役員の残任義務について

組合の定款では、理事の定数を「6人以上8人以内」と定めており、当初総会で6人を選出していたが、今回1人の辞任者がでた。組合では、中央会の指導により、この辞任者については残任義務があるとの解釈をしていたが、たまたまある弁護士に相談したところ、中央会の見解と異なるため、その根拠についてご説明いただきたい。

(弁護士見解)

会社法第346条第1項で欠員の場合の措置が規定されており、この規定は、法律又は定款所定の取締役の員数の最低限を割った場合のみ適用され、法律又は定款所定の最低員数の取締役が存在している場合は、株主総会において実際上選任されている員数を欠いても適用されない。しかし、一方においては中小企業等協同組合法第35条第7項では、一定の範囲内(下限の3分の1を超えない範囲)において補充義務を免除している。本来、補充義務と残任義務とは表裏一体の関係にあり、一方を免除し一方のみを課すのは妥当とはいえない。また、補充義務だけを免除し、残任義務を課す合理的な理由も考えられない。以上の理由から今回のケースについては、組合に補充義務もなければ、辞任者について残任義務はないものと判断される。

### 回答内容

# A

組合における理事の定数は、組合の規模、事業内容等に応じ組合の業務執行上必要な人数を定款で定めたものであり、常に定数を充たしておくべきものである。理事の定員数が定款上の定数に不足することは、そのこと自体定款違反の状態であり、

この場合速やかに理事の欠員分を補充する手続をとらなければならない。また、中協法が第35条第7項において、補充義務規定を置いているゆえんは、役員に欠員が生じた場合には、組合の業務運営上、早急に補充すべきであるが、特に欠員が3分の1を超えた場合には、3カ月以内という期間を限って補充義務を法文上明確に示した点にある。すなわち、同項は決して定数の3分の1を超えた欠員が出るまでの補充義務を免除したものではない。したがって、設例の場合は定款で定める理事定数(6人)を1人でも欠いた場合は、直ちに該当理事者に残任義務が発生するものというべきで、罰則を伴った補充義務規定がないことを理由にこれを否定すべきものではないと考える。なお、定款において理事の定数に幅をもたせている場合において、下限の人員を選出すると、今回のような事態も生じやすく、「6人以上8人以内」として理事に2人の余裕をもたせた意味がなくなるので今後は定数の上限を選出するようにされたい。